

大阪府営枚方田ノ口住宅
民活プロジェクト

入札説明書

平成 23 年 7 月 15 日

大 阪 府

— 目 次 —

第 1 入札説明書の定義	1
第 2 事業概要	2
1 事業内容に関する事項	2
(1) 事業名称	2
(2) 事業に供される公共施設	2
(3) 公共施設の管理者の名称	2
(4) 事業の目的	2
(5) 事業の概要	2
(6) 事業方式	4
(7) 民活事業者の収入及び負担	5
(8) 事業期間	5
(9) 予定事業スケジュール	5
(10) 事業に必要と想定される根拠法令等	5
第 3 民活事業者の募集及び選定に関する事項	8
1 民活事業者の募集及び選定の方法	8
2 選定の手順及びスケジュール	8
3 入札に参加する者の備えるべき参加資格要件	9
(1) 入札参加者の構成等	9
(2) 入札参加者の資格要件	10
(3) 入札参加者の共通の資格要件	12
(4) 入札書類等の受付日以降の取り扱い	13
4 入札手続等	14
(1) 入札説明書等に関する事項	14
(2) 入札参加資格予備審査	15
(3) 提案受付番号の交付等	15
(4) 入札	16
(5) 開札及び入札書類（副のみ）の持参	22
(6) 入札参加資格確認通知	22
5 落札者の決定方法	23
(1) 審査に関する基本的な考え方	23
(2) 審査の内容	23
(3) 審査手順に関する事項	23
(4) 落札者の決定及び公表	24
第 4 入札に関する条件	25
1 立地に関する事項	25
2 土地に関する事項	25
3 全体に関する事項	25
(1) 事業用地	25
(2) 施設計画	26
4 府営住宅整備に関する事項	27
(1) 府営住宅	27

(2) 付帯施設等	28
5 活用用地に関する事項	30
(1) 活用用地の土地利用に関する事項.....	30
(2) その他	30
第5 契約に関する基本的な考え方	31
(1) 契約内容の明確化	31
(2) 誓約書の提出	31
(3) 契約保証金等	31
(4) 特別目的会社を設立する場合の特例.....	31
(5) 特定事業契約の締結	32
(6) 特定事業契約書の内容変更	32
(7) 特定事業契約に係る契約書作成費用.....	32
第6 リスク分担等に関する事項.....	32
1 基本的考え方	32
2 予想されるリスクと責任分担	32
3 モニタリング	32
第7 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	33
1 民活事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難になった場合.....	33
2 府の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難になった場合.....	33
3 いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難になった場合.....	33
第8 事業計画又は特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	34
第9 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項	35
1 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	35
2 その他の支援に関する事項	35
第10 その他事業の実施に関し必要な事項	36
1 議会の議決	36
2 債務負担行為の設定	36
3 情報公開及び情報提供	36
4 民活事業者の地位の譲渡等	36
5 本事業に関する府の担当部署	36
6 本事業に関するアドバイザー及びその協力会社.....	36

第1 入札説明書の定義

大阪府（以下「府」という。）は、民間の資金、経営能力及び技術力を活用して、大阪府宮枚方田ノロ住宅の建替えを図るため、平成23年7月15日に大阪府宮枚方田ノロ住宅民活プロジェクト（以下「本事業」という。）を民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号 以下「PFI法」という。）に基づく事業（以下「民活事業」という。）として特定事業に選定した。

大阪府宮枚方田ノロ住宅民活プロジェクト入札説明書（以下「入札説明書」という。）は、本事業の事業者を選定するため、平成23年7月15日に公告した総合評価一般競争入札（以下「入札」という。）についての説明書である。

入札説明書に添付されている次に掲げる書類も入札説明書と一体のものとして、これらを「入札説明書等」と定義する。

なお、実施方針、実施方針に関する質問・回答及び要求水準書（案）等に関する質問・回答と入札説明書等とに相違がある場合は、入札説明書等の規定を優先するものとする。また、入札説明書等に記載がない事項については、実施方針及び実施方針に関する質問・回答、要求水準書（案）等に関する質問・回答、入札説明書等に関する質問・回答によることとする。

別添資料① 要求水準書（府営住宅整備・用地活用編）：特定事業における府営住宅整備業務及び用地活用業務の要求水準を規定したもの

別添資料② 要求水準書（入居者移転支援業務編）：特定事業における入居者移転支援業務の要求水準を規定したもの

別添資料③ 落札者決定基準：入札参加者が提出する入札書及び提案書を評価し、落札者を決定する基準を示すもの

別添資料④ 様式集：入札参加者の提出する入札書及び提案書の書式

別添資料⑤ 特定事業契約書（案）：本事業に関する特定事業契約書の案

第2 事業概要

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

大阪府営枚方田ノ口住宅民活プロジェクト

(2) 事業に供される公共施設

府営住宅（付帯施設等を含む）

(3) 公共施設の管理者の名称

大阪府知事 橋下 徹

(4) 事業の目的

府では、耐震性の低い府営住宅の建替え等を進めており、事業にあたっては、周辺のまちづくりと連携するとともに、民間活力の活用による建替えの円滑な事業推進を目指している。

このため、本事業においては、PFI 法第 7 条第 1 項の規定により特定事業を実施する者として選定された民間事業者（以下「民活事業者」という。）が、府が所有する大阪府営枚方田ノ口住宅地内において、府営住宅を整備するとともに、付帯事業として良質な民間住宅や地域の活性化に資する施設等（以下「民間施設等」という。）を整備することにより、府営住宅ストックの円滑な更新と地域のまちづくりに貢献することを目的とする。

(5) 事業の概要

本事業は、現在の枚方田ノ口住宅（29～36 棟）内（以下「事業用地」という。）において、新たな府営住宅（以下「建替住宅」という。）の整備と、当該建替住宅の整備用地を除いた部分（以下「活用用地」という。）における民間施設等の整備を一体的に行うものである。（別添資料① 要求水準書（府営住宅整備・用地活用編）参照）

民活事業者が行う主な業務は次のとおりである。

① 事業計画の策定

民活事業者は府に提出した提案書に基づき、建替住宅及び民間施設等の整備に関する事業計画を策定する。また、事業用地を建替住宅整備用地と活用用地に分割する。

② 府営住宅整備業務

民活事業者は、現存する枚方田ノ口住宅（29～36 棟）（以下「既存住宅」という。）の解体撤去を行い、新たに 200 戸の建替住宅を整備（調査・設計・建設）し、府に引き渡すものとし、以下の業務を行う。

ア 事前調査（地質調査、測量調査、周辺家屋調査、電波障害調査等）

イ 設計（基本設計・実施設計）

ウ 必要な許認可及び建築確認の手続（施設整備に必要な関係機関等との協議並びに申請等の手続）

エ 既存住宅の解体撤去工事

- オ 建替住宅の建設工事（付帯施設、屋外工作物その他外構工事を含む）
- カ 工事監理
- キ 設計住宅性能評価の取得
- ク 建設住宅性能評価の取得
- ケ 化学物質の室内濃度測定
- コ 事後調査（周辺家屋調査等）
- サ 事後対策（周辺家屋補償等、電波障害対策工事等）
- シ 事業用地の分筆（建替住宅用地と活用用地に分筆）
- ス 建替住宅の引渡し及び所有権の移転
- セ 確定地形測量（公共施設の市への移管資料作成を含む）
- ソ 地元説明等近隣対策
- タ 社会資本整備総合交付金申請関係書類等の作成支援業務
- チ 会計実地検査の支援業務
- ツ その他上記業務を実施する上で、必要な関連業務

③ 入居者移転支援業務

民活事業者は、大阪府営枚方田ノ口住宅の入居者の移転に係る業務を行う。

ア 仮移転支援業務

民活事業者は、既存住宅の入居者（以下「仮移転者」という。）が、事業期間中仮移転する、民間借家及び事業用地以外の他の大阪府営枚方田ノ口住宅（以下、民間借家及び他の府営住宅を総称して「仮住居」という。）に移転（以下「仮移転」という。）するに際して、以下の業務を行う。なお、業務に際しては、高齢者・障がい者・就学児童のいる世帯に配慮するなど、仮移転者の状況に応じた対応を行うものとする。また、仮移転開始から仮住居への入居完了までの期間は、入居可能日（仮移転説明会（引越しに関するもの）の開催日の翌月1日）から6ヶ月以内とする。

- (ア) 仮移転説明会の実施業務
- (イ) 仮移転に関する希望確認業務
- (ウ) 仮住居・仮駐車場確保等の状況把握業務
- (エ) 民間借家を希望する仮移転者に対する仮住居・仮駐車場確保等に対する支援業務
 - ・ 府が定める条件に適合する仮住居・仮駐車場の物件リストの作成
 - ・ 民間借家を希望する仮移転者に上記物件リストを提示し、個々のニーズに応じた物件の説明、仲介等を行う。
- (オ) 仮移転先となる事業用地以外の他の大阪府営枚方田ノ口住宅の補修業務
- (カ) 仮移転料の支払い業務等
 - ・ 仮移転者に対して、府が指定する移転料を支払う。
- (キ) 仮移転日調整等業務
- (ク) 仮移転者入居説明会の実施業務

イ 住宅替支援業務

民活事業者は、住宅替をする既存住宅の入居者が、事業用地以外の他の大阪府営枚方田ノ口住宅及び他の府営住宅に移転するに際して、以下の業務を行う。

- (ア) 入居手続支援業務
- (イ) 本移転料の支払業務
- ウ 賃貸借契約等に関する業務
 - (ア) 賃貸借契約の締結業務
 - ・ 民間借家の物件の賃貸借契約は、府が定める様式により、家主、仮移転者、民活事業者の三者による契約とする。
 - ・ 事業用地以外の他の大阪府宮枚方田ノロ住宅及び他の府営住宅への入居の許認可については府が行うものとする。
 - (イ) 仮移転者名簿の作成業務
 - (ウ) 民間借家の保証金又は敷金支払い業務
 - (エ) 仮移転期間中の業務
 - ・ 民活事業者は、仮移転者が民間借家に仮移転している期間中、民間借家の家賃と仮移転者の既存住宅での最終家賃（以下「既存住宅での家賃」という。）との差額を家主に対して支払う。
 - ・ 家賃滞納者に対する状況の確認等を行う。
 - (オ) 仮移転期間終了時の業務
 - ・ 賃貸借契約の解除と、民間借家の場合はそれに伴う保証金返還金又は敷金の受領を行う。
- エ 本移転支援業務

民活事業者は、仮移転者が建替住宅に移転（以下「本移転」という。）するに際し、以下の業務を行う。

 - (ア) 入居申込書受付及びモデルルームの案内業務
 - (イ) 住戸抽選会の実施及び入居者決定業務の支援業務
 - (ウ) 入居手続き及び本移転確認業務
 - (エ) 本移転料支払い業務
 - (オ) 本移転日調整等業務
- オ 府が国へ申請する社会資本整備総合交付金関係書類等の作成支援業務
- カ 会計実地検査の支援業務
- キ その他上記業務を実施する上で必要な関連業務

④ 用地活用業務（付帯事業）

民活事業者は、府から活用用地を取得し、自らの事業として民間施設等の整備を行う。

(6) 事業方式

本事業は、PFI 法に基づき実施するものとし、民活事業者が府の所有する土地に存在する既存住宅を解体撤去し、新たに建替住宅を整備した後、府に所有権を移転する、いわゆる **BT (Build Transfer)** 方式とする。

(7) 民活事業者の収入及び負担

① 民活事業者の収入

ア 府は、府営住宅整備業務に要する費用を、平成 24 年度以降、毎年度 1 回、各年度末の出来高の 10 分の 9 以内の額を支払う。

イ 府は、入居者移転支援業務に要する費用を、平成 24 年度以降、毎年度 2 回、半期ごとの実績に応じた額を支払う。

② 民活事業者の負担

ア 民活事業者は、府営住宅整備業務に要する費用を、①アの府からの支払いがあるまでの間、負担する。

イ 民活事業者は、入居者移転支援業務に要する費用を、①イの府からの支払いがあるまでの間、負担する。

ウ 民活事業者は、自らが提案した活用用地の取得費用を活用用地の取得時に府へ支払う。

エ 民活事業者は活用用地における民間施設等の整備を自らの事業として行う。

(8) 事業期間

府営住宅整備業務及び入居者移転支援業務に係る事業期間は、特定事業契約の締結日から建替住宅を整備し本移転が終了するまでの間、概ね 3 年間とする。

用地活用業務については、事業計画策定後速やかに実施することを基本として、提案書に基づき、別途協議するものとする。

(9) 予定事業スケジュール

本事業の予定スケジュールは、次に示すとおりである。平成 27 年 2 月末までに建替住宅への入居者の本移転を終了すること。

時 期	内 容
平成 24 年 3 月下旬	特定事業契約の締結（2 月議会で承認予定）
平成 24 年度	民活事業者への活用用地の譲渡
平成 27 年 2 月末（期限）	建替住宅の経営開始、建替住宅への本移転

(10) 事業に必要と想定される根拠法令等

本事業を実施するにあたり、遵守すべき法令及び条例等は次に示すとおりである。このほか本事業に関連する法令等を遵守すること。

① 法令等

ア 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）

イ 公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）

ウ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）

エ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）

オ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）

カ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）

キ 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）

- ク 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
- ケ 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
- コ ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）
- サ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- シ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
- ス エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
- セ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）
- ソ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
- タ 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）
- チ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ツ 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- テ 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- ト 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- ナ 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- ニ 電波法（昭和 25 年法律第 131 号）
- ヌ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ネ 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）
- ノ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ハ 手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省平成 21 年 4 月策定）
- ヒ 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- フ 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成 19 年法律第 66 号）
- ヘ 屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）
- ホ 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
- マ 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
- ミ 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）

② 大阪府の条例等

- ア 府有建築物の整備における環境配慮指針（平成 18 年 4 月 1 日施行）（大阪府の重点評価を実施する。また、「CASBEE-HI」による評価は実施しない。）
- イ 大阪府営住宅条例（昭和 26 年条例第 45 号）
- ウ 大阪府建築基準法施行条例（昭和 46 年条例第 4 号）
- エ 大阪府福祉のまちづくり条例（平成 4 年条例第 36 号）
- オ 大阪府安全なまちづくり条例（平成 14 年条例第 1 号）
- カ 大阪府屋外広告物法施行条例（昭和 24 年条例第 79 号）
- キ 大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成 6 年条例第 6 号）
- ク 大阪府景観条例（平成 10 年条例第 44 号）
- ケ 大阪府自然環境保全条例（昭和 48 年条例第 2 号）
- コ 大阪府文化財保護条例（昭和 44 年条例第 28 号）
- サ 大阪府環境基本条例（平成 6 年条例第 5 号）
- シ 大阪府循環型社会形成推進条例（平成 15 年条例第 6 号）
- ス 大阪府温暖化の防止等に関する条例（平成 17 年条例第 100 号）

- セ 大阪府エネルギーの使用の合理化に関する法律施行細則（平成 15 年規則第 53 号）
- ソ 大阪府高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則（平成 13 年規則第 91 号）
- タ 大阪府個人情報保護条例（平成 8 年条例第 2 号）
- チ 大阪府暴力団排除条例（平成 22 年条例第 58 号）
- ツ 大阪府障害者雇用の促進等と就労の支援に関する条例（平成 22 年条例第 84 号）

③ 枚方市の条例等

- ア 枚方市開発事業等の手続等に関する条例（平成 17 年条例第 46 号）
- イ 枚方市建築基準法施行細則（昭和 47 年規則第 27 号）
- ウ 枚方市都市計画法施行細則（昭和 56 年規則第 16 号）
- エ 一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に関する認定・許可取扱要領
- オ 枚方市下水道条例（昭和 51 年条例第 27 号）
- カ 枚方市水道事業給水条例（平成 9 年 12 月 15 日条例第 27 号）
- キ 枚方市住み良い環境に関する条例（昭和 49 年条例第 1 号）
- ク 枚方寝屋川消防組合開発事業等に係る消防水利等に関する指導規定（平成 19 年訓令第 12 号）
- ケ 枚方市建物の解体工事に伴う事前周知等に係る指導に関する要綱
- コ 枚方市都市景観形成要綱

第3 民活事業者の募集及び選定に関する事項

1 民活事業者の募集及び選定の方法

府は、透明性の確保と公正な競争の促進に配慮しながら、参画を希望する民間事業者から本事業に対する提案を広く公募する。

民活事業者の選定にあたっては、本事業の実施に係る対価の額及び提案内容を総合的に評価する総合評価一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2）に付することとして、その旨を大阪府公報に登載し公告する。

また、本事業は、WTO政府調達協定の対象であり、入札手続きは「大阪府の物品等又は特定役務の調達手続きの特例に関する規則」（平成7年大阪府規則第77号）に基づいて実施する。

2 選定の手順及びスケジュール

本事業における民活事業者の募集・選定にあたってのスケジュールは、下記のとおりとする。

日 程	内 容
平成23年7月15日（金）	入札公告
平成23年7月15日（金）～ 同年7月29日（金）	入札説明書等に関する質問受付
平成23年7月25日（月）	入札説明書等に関する説明会及び現地見学会
平成23年8月1日（月）～ 同年8月5日（金）	入札参加資格予備審査の受付（審査を希望する者のみ）
平成23年8月12日（金）	入札参加予備審査結果の通知（審査を申請した者のみ）
平成23年8月19日（金）	入札説明書等に関する質問に対する回答・公表
平成23年9月6日（火）～ 同年9月9日（金）	入札参加予定者への提案受付番号の交付
平成23年10月14日（金） 及び同年10月17日（月）	入札書類等の受付：入札書類（正のみ）及び入札書（以下「入札書類等」という。）の郵送等による提出
平成23年10月18日（火）	入札書類（副のみ）の持参及び開札
平成23年11月7日（月）	入札参加資格確認の結果通知
平成23年11月17日（木）	最優秀提案者公表
平成24年1月下旬	落札者の決定及び公表
平成24年2月中旬	仮契約締結
平成24年3月下旬	本契約締結（2月議会で承認予定）

3 入札に参加する者の備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者の構成等

ア 入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、複数の企業で構成されるグループ（以下「参加グループ」という。）とし、入札手続を代表して行う企業（以下「代表企業」という。）を定めるものとする。また、代表企業は、本事業を遂行する上で中心的な役割を果たす企業とし、次のイ(イ)(ロ)で定める建設企業又は用地活用企業に限るものとする。なお、建設企業が複数ある場合に建設企業を代表企業として定める場合は、出資比率が最大のもの、用地活用企業が複数ある場合に用地活用企業を代表企業として定める場合は、土地の取得持分が最大のものに限る。

イ 入札参加者は、次の企業で構成するものとし、入札書類等の受付日に提出する入札参加資格を記載した審査資料に各企業の名称を記載するものとする。

- (ア) 建替住宅を設計する企業（以下「設計企業」という。）
- (イ) 建替住宅を建設する企業（以下「建設企業」という。）
- (ロ) 建替住宅の工事を監理する企業（以下「工事監理企業」という。）
- (ハ) 入居者移転支援業務を行う企業（以下「入居者移転支援業務企業」という。）
- (ニ) 活用用地を取得して用地活用を行う企業（以下「用地活用企業」という。）

ウ 参加グループを構成する企業（以下「構成員」という。）のうち、(2)の①～⑤までの要件を満たす者は、当該複数の業務を実施することができるものとする。ただし、工事監理企業は建設企業を兼ねることはできないものとし、資本関係又は人的関係において次の(ア)～(ロ)のいずれかに該当する者でないこととする。

- (ア) 工事監理企業が建設企業の発行済み株式の50%を超える株式を所有していること。
- (イ) 工事監理企業が建設企業の資本総額の50%を超える出資をしていること。
- (ロ) 建設企業が工事監理企業の発行済み株式の50%を超える株式を所有していること。
- (ハ) 建設企業が工事監理企業の、資本総額の50%を超える出資をしていること。
- (ニ) 工事監理企業において代表権を有する役員が、建設企業の代表権を有する役員を兼ねていること。

エ 落札者となった入札参加者が、本業務を遂行するために会社法に定める株式会社として特別目的会社（以下「SPC」という。）を設立する場合は、次の(ア)～(ロ)の要件も満たすものとする。

- (ア) 落札者となった参加グループの構成員のうち、代表企業及び建設企業は、必ずSPCに出資するものとする。
- (イ) 代表企業は出資者の中で最大の出資を行うものとする。
- (ロ) 出資者である構成員は、本事業が終了するまでSPCの株式を保有するものとし、府の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定、その他の一切の処分を行ってはならない。

オ 入札書類等の受付日後においては、原則として参加グループの構成員の変更及び追加は認めないものとする。ただし、府がやむを得ないと認めた場合は、府の承認を条件として参加グループの構成員（ただし、代表企業を除く。）の変更・追加ができるものとする。

カ 参加グループの構成員は、他の提案を行う参加グループの構成員（以下「他構成員」という。）になることはできないものとする。また、参加グループの構成員は、他構成員と資本関係又は人的関係において次の(ア)～(オ)のいずれかに該当する者でないこととする。

- (ア) 他構成員の発行済み株式の 50%を超える株式を所有していること。
- (イ) 他構成員の資本総額の 50%を超える出資をしていること。
- (ウ) 他構成員が、発行済み株式の 50%を超える株式を所有していること。
- (エ) 他構成員が、資本総額の 50%を超える出資をしていること。
- (オ) 代表権を有する役員が、他構成員の代表権を有する役員を兼ねていること。

(2) 入札参加者の資格要件

入札参加者は、事業を適切に実施できる能力（技術・実績・資金・信用等）を備える者であり、入札書類等の受付日において、それぞれ次に掲げるすべての要件を全て備えていなければならない。なお、民活事業者が SPC を設立する場合にあっては、SPC から①から⑤の企業として業務を受託する者も同様とする。

① 設計企業

設計企業は、次のアからエの要件を満たしていること。複数の設計企業で業務を分担する場合は、少なくとも次のアとエの要件を満たす者と、少なくとも次のアからウのすべての要件を満たす者とで構成すること。

ア 建築士法の規定による一級建築士事務所として登録を受けていること。

イ 8階建て以上の RC 造の共同住宅（ワンルームマンションを除く。以下同じ。）で、かつ延床面積 3,600 m²以上又は 60 戸以上のものの設計の実績を有していること。なお、当該実績は、入札公告日から起算して過去 10 年間に竣工したものに限り（同日において工事中であるものを含む。）

ウ 設計企業と直接的かつ恒常的に雇用関係があり、かつ上記イの実績に係る業務に従事した一級建築士である管理技術者（設計業務の技術上の管理等を行う者をいう。）を本業務に配置できること。

エ 都市計画法第 30 条の規定による申請書のうち、同法 31 条に定める設計図書の作成の実績を有していること。なお、当該実績は、面積 1 ha 以上の開発行為に係るもの、かつ、入札公告日から起算して過去 10 年間に竣工したものに限り（同日において工事中であるものを含む。）

② 建設企業

建設企業は、2者以上でカの要件を満たす特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）を結成し、構成員のうち少なくとも1者が次のアからオの要件を満たし、その他の者は、次のアとイの要件を満たしていること。

ア 建設業法別表第 1 の上欄に掲げる建設工事の種類のうち、本事業において担当する工事の種類について、同法に基づく特定建設業の許可を受けていること。

イ 建築一式工事について、「大阪府建設工事一般競争（特定調達）入札参加資格」の認定を受けていること。

ウ 建築一式工事について、建設業法第 27 条の 23 の規定による経営事項審査の結果の総合

評定値が、1,200 点以上であること。

エ 8 階建て以上の RC 造の共同住宅で、かつ延床面積 3,600 m²以上又は 60 戸以上のものの施工の実績を有していること。なお、当該実績は、入札公告日から起算して過去 10 年間に竣工したもので、元請負人として受注し、かつ一つの契約によりなされたものであること。共同企業体の構成員としての実績の場合は、当該共同企業体の形態は、共同施工方式によるもので、当該共同企業体の構成員としての出資比率が 20%以上であるものに限る。

オ 次の要件をすべて満たす建設業法第 26 条第 2 項の規定による監理技術者を本業務に専任で配置できること。

(ア) 一級建築施工管理技士若しくは一級建築士の資格を有する者又は建設業法第 15 条第 2 号ハの規定による認定を受けた者であること。

(イ) 8 階建て以上の RC 造の共同住宅で、かつ延床面積 3,600 m²以上又は 60 戸以上のものの工事監理の実績を有している者であること。なお、当該実績は、入札公告日から起算して過去 10 年間に竣工したものに限る。

(ウ) 建設業法第 27 条の 18 第 1 項の規定による建設工事業に係る監理技術者資格者証を有する者で、入札書類等の受付日から起算して過去 3 ヶ月以上の雇用関係があること。

カ 共同企業体の結成にあたっては、次の要件をすべて満たしていること。

(ア) 共同企業体の構成員数は、2 者又は 3 者であること。ただし、中小企業等（経営事項審査の結果の総合評点（建築一式工事）が 1,000 点以上で 1,269 点以下の企業をいう。）が 2 者以上の構成員となる場合は、共同企業体の構成員数は 4 者まで可とする。

(イ) 共同企業体の代表者は、出資比率が構成員中最大である者であって単独の企業であること。

(ウ) 1 構成員当たりの出資比率は、構成員数が 2 者の場合は 30 パーセント以上、3 者の場合は 20 パーセント以上、4 者の場合は 15 パーセント以上であること。

(エ) 共同企業体の経営形態は、共同施工方式によるものであること。

③ 工事監理企業

工事監理企業は、次の要件をすべて満たしていること。なお、複数の工事監理企業で業務を分担する場合、すべての工事監理企業が次の要件を満たしていること。

ア 建築士法第 23 条第 1 項の規定による一級建築士事務所として登録を受けていること。

イ 8 階建て以上の RC 造の共同住宅で、かつ延床面積 3,600 m²以上又は 60 戸以上のものの工事監理の実績を有していること。なお、当該実績は、入札公告日から起算して過去 10 年間に竣工したものに限る。

ウ 工事監理企業と直接的かつ恒常的に雇用関係があり、かつ上記イの実績に係る業務に従事した工事監理者（建築基準法第 5 条の 4 第 2 項の規定による工事監理者をいう。以下同じ。）を本業務に配置することができること。

④ 入居者移転支援業務企業

入居者移転支援業務企業は、宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）の規定による宅地建物取引業の免許を有すること。なお、複数の入居者移転支援業務企業で業務を分担する場合、すべての入居者移転支援業務企業が当該免許を有すること。

⑤ 用地活用企業

用地活用企業は、活用用地に係る提案内容と同等又は類似の事業に係る実績を有していること。なお、複数の用地活用企業で業務を分担する場合、すべての用地活用企業が当該要件を満たしていること。

(3) 入札参加者の共通の資格要件

次に掲げる項目に該当する者は、参加グループの構成員又は SPC から業務を受託する者にはなれないものとする。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

カ 破産者で復権を得ない者

キ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者及び同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

ク 建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止命令を受けている者

ケ 宅地建物取引業法第65条第2項又は第4項の規定による業務の停止命令を受けている者

コ 建築士法第26条第2項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者

サ 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」という。）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしている者又は更生手続開始の申立てをなされている者。ただし、新法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

シ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

ス 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）

セ 大阪府建設工事競争入札参加資格を有する者以外の者で、大阪府入札参加停止要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者

（4の(1)又は(3)入札書等の受付の日において、同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、

当該各号に定める期間を経過したと認められる者を除く。)

- ソ 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者
- タ 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者（この告示の日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。）
- チ 本件入札に係る事業について、府がアドバイザー業務を委託する企業又はその協力会社（以下「アドバイザー企業」という。）である者
- ツ アドバイザー企業と資本関係又は人的関係において次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者
 - (ア) アドバイザー企業の発行済み株式の50パーセントを超える株式を所有していること。
 - (イ) アドバイザー企業の資本総額の50パーセントを超える出資をしていること。
 - (ウ) アドバイザー企業が、発行済み株式の50パーセントを超える株式を所有していること。
 - (エ) アドバイザー企業が、資本総額の50パーセントを超える出資をしていること。
 - (オ) 代表権を有する役員が、アドバイザー企業の代表権を有する役員を兼ねていること。
- テ 大阪府宮枚方田ノロ住宅民活プロジェクト総合評価委員会の委員と資本関係又は人的関係において次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者
 - (ア) 委員が発行済み株式の50パーセントを超える株式を所有していること。
 - (イ) 委員が資本総額の50パーセントを超える出資をしていること。
 - (ウ) 委員の所属する企業が、発行済み株式の50パーセントを超える株式を所有していること。
 - (エ) 委員の所属する企業が、資本総額の50パーセントを超える出資をしていること。
 - (オ) 委員が役員又は従業員となっていること。

(4) 入札書類等の受付日以降の取り扱い

入札参加資格を有すると認められた参加グループの構成員又はSPCから業務を受託する者が、入札書類等の受付日以降に入札参加資格要件を欠くような事態が生じた場合の対応は、次のとおりとする。

- ア 入札書類等の受付日から落札者決定日までの間に、参加グループの構成員又はSPCから業務を受託する者に入札参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、原則として失格とする。ただし、府がやむを得ないと認め、府の承認を条件として入札参加資格要件を欠く参加グループの構成員（ただし、代表企業を除く）又はSPCから業務を受託する者（ただし、代表企業を除く）またはSPCから業務を受託する者（ただし、代表企業を除く）の変更をする場合は、この限りではない。なお、(3)ソについては、カッコ内の文言を「入札書類等の受付日から落札者決定日までの間に限る。」と読み替える。
- イ 落札者決定日から特定事業契約の締結日までの間に、参加グループの構成員又はSPCから業務を受託する者に入札参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、府は仮契約を締結せず、又は仮契約の解除を行うことがある。これにより仮契約を締結せず、又は仮契約を解除しても、府は一切責を負わない。ただし、府がやむを得ないと認め、府の承認を条件として入札参加資格要件を欠く参加グループの構成員（ただし、代表企業を除く）またはSPCからの業務を受託する者（ただし、代表企業を除く）の変更ができるものとし、

府は変更後の参加グループと仮契約を締結できるものとする。なお、(3)ソについては、カッコ内の文言を「落札者決定日から特定事業契約の締結日までの間に限る。」と読み替える。

4 入札手続等

(1) 入札説明書等に関する事項

① 入札公告

入札公告は平成 23 年 7 月 15 日とし、大阪府公報に掲載するとともに、大阪府住宅まちづくり部住宅経営室住宅整備課のホームページ上で公表する。本件入札説明書等についても同様のホームページにおいて公表する。また、大阪府住宅まちづくり部住宅経営室住宅整備課建替事業グループにおいても配付する。(配付は一企業あたり一部とする。)

本件入札説明書等の配布期間は、平成 23 年 7 月 15 日(金)から平成 23 年 7 月 22 日(金)(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日は除く。)の午前 10 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとする。

② 入札説明書等に関する説明会及び現地見学会の開催

本件入札説明書等に関する説明会及び現地見学会(住戸内の見学含む。)の開催日時、場所及び参加申込みは次に示すとおりである。なお、当日の資料配布は予定していないので、各自持参すること。

ア 開催日時

平成 23 年 7 月 25 日(月) 午前 10 時 00 分から(午前 9 時 50 分から受付開始)

イ 開催場所

開 催 場 所 (枚方田ノ口住宅第 2 集会所)

※駐車場がないため、参加者については公共交通機関を利用すること。

ウ 参加申込み方法

説明会及び見学会に参加を希望する企業は、申込み期間内に「入札説明書等に関する説明会及び現地見学会に関する申込書」(「様式集」様式 1)に必要な事項を記入の上、電子メールにファイルを添付し、下記申込先に提出すること。(各企業 2 名までとする。)

なお、電話での受付は行わない。

(ア) 申込期間 平成 23 年 7 月 15 日(金)から平成 23 年 7 月 22 日(金)午後 5 時必着

(イ) 申込書のファイル形式 **Microsoft Word** とする。

(ウ) 申込先 大阪府住宅まちづくり部住宅経営室住宅整備課建替事業グループ

(エ) 申込先メールアドレス jutakukei@sbbox.pref.osaka.lg.jp

③ 入札説明書等に関する質問及び回答・公表

本件入札説明書等に記載の内容に関して、質問の受付及び回答の公表を以下の要領で行う。

ア 提出期間

平成 23 年 7 月 15 日(金)から 7 月 29 日(金)午後 5 時まで(必着)

イ 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、「入札説明書等質問書」(「様式集」様式 2)に記入の上、電

子メールでのファイル添付にて提出のこと。(ファイル形式は、**Microsoft Word** とする。)

ウ 提出先

大阪府住宅まちづくり部住宅経営室住宅整備課建替事業グループ

提出先メールアドレス jutakukeiei@sbox.pref.osaka.lg.jp

エ 回答の公表

質問に対する回答は、平成 23 年 8 月 19 日（金）までに大阪府住宅まちづくり部住宅経営室住宅整備課のホームページで公表する。

(2) 入札参加資格予備審査

入札に先立ち、予備審査を希望する者は、以下の要領で必要な書類を提出すること。

この入札参加資格予備審査では、入札参加資格のうち、第 3 3 (3) テに規定する入札参加資格について、府が審査を行う。

なお、本予備審査における審査結果をもって、提案書における入札参加資格の審査を免れるものではない。

ア 提出日時

平成 23 年 8 月 1 日（月）から 8 月 5 日（金）までの午前 10 時から 12 時及び午後 1 時から 5 時まで

イ 提出場所

〒559-8555 大阪市住之江区南港北 1-14-16（咲洲庁舎 26F）

大阪府住宅まちづくり部 住宅経営室 住宅整備課 建替事業グループ

電話 06-6941-0351 内線(4347)

ウ 提出方法：持参

エ 提出書類：各正 1 部、副 3 部を提出

(ア) 入札参加資格予備審査申請書（「様式集」様式 3）

(イ) 入札参加資格予備審査（グループ構成企業表・構成企業会社概要）（「様式集」様式 4）

オ 入札参加資格予備審査結果通知

入札予備審査の結果は、平成 23 年 8 月 12 日（金）までに事業者へ通知する。

(3) 提案受付番号の交付等

本事業における入札書類等の各書類の右下所定欄に提案受付番号を記載するため、入札参加者は以下の要領で事前に提案受付番号の交付を受けるものとする。

ア 交付期間

平成 23 年 9 月 6 日(火)から 9 月 9 日(金)までの午前 10 時から 12 時及び午後 1 時から 5 時まで。

イ 交付場所

〒559-8555 大阪市住之江区南港北 1-14-16（咲洲庁舎 26F）

大阪府住宅まちづくり部 住宅経営室 住宅整備課 建替事業グループ

電話 06-6941-0351 内線(4347)

ウ 提出書類

「提案受付番号請求書」（「様式集」様式 5）に必要事項を記載のうえ、イに記

載の場所まで持参のうえ申請すること。

(4) 入札

入札参加者は、入札書及び入札書類（入札参加表明書、入札参加資格を記載した審査資料（以下「提案書（入札参加資格）」という。）、提案内容を記載した審査資料（以下「提案書（事業提案）」という。））を以下のとおり提出すること。

なお、入札保証金については、②イの規定による。

① 入札書類等の郵送等による提出

入札参加者は、入札書、入札書類（入札参加表明書、提案書（入札参加資格）、提案書（事業提案））の正 1 部及び内容を記録した CD-R をまとめて郵送等により提出すること。持参、電送による提出は認めない。

なお、郵送等による提出とは、配達日を指定できかつ配達記録が残る方法とし、宅配便も含めることとする。また、郵送物の表に「入札書類等在中」と明記の上、参加グループ名を記載すること。

ア 入札書類等の提出日時

平成 23 年 10 月 14 日（金）及び 10 月 17 日（月）の午前 9 時から午後 5 時まで

イ 送付先

〒559-8555 大阪市住之江区南港北 1-14-16（咲洲庁舎 26F）

大阪府住宅まちづくり部 住宅経営室 住宅整備課 建替事業グループ

② 提出書類等

ア 入札参加資格審査に関する提出書類

入札参加資格審査に関する提出書類は下表による。各様式は「様式集」に従い、様式毎に指定された Microsoft Word（原則 10.5 ポイント活字）又は Microsoft Excel を使用して作成すること。そのうち電子データにて作成するものについては、内容を記録した CD-R を添付して提出すること。また、提出書類は A4 サイズ二穴のファイルに綴じた状態で、正 1 部を入札書類等の提出日時必着で郵送等により提出、副 4 部を開札日に持参により提出すること。なお、取り外しが可能なものとする。

名称	様式
入札参加表明書	6
委任状	7
提案書（入札参加資格）提出書	8
提案書（入札参加資格）表紙	9
誓約書（グループ構成企業表）	10
応募グループ構成企業連絡先一覧	11
設計企業に関する資格	12
建設企業に関する資格	13
工事实績調書	14

工事施工証明書	15
工事監理企業に関する資格	16
用地活用企業に関する資格	17
入居者移転支援業務企業に関する資格	18

イ 入札保証金

免除する。

ただし、落札者の都合により落札者が事業契約を締結しないとき、又は落札者の責めに帰すべき事由により、本事業の入札行為に関して落札者が遵守すべき義務の違反があり、当該違反を理由として事業契約が締結されなかったときは、落札者は、府営住宅整備に係る落札額（府営住宅整備費、入居者移転支援業務費及び入居者移転支援実費の合計額。消費税及び地方消費税相当額を含む）及び活用用地の落札額のそれぞれの100分の2に相当する金額を合算したものを違約金として納付しなければならない。なお、大阪府建設工事等入札参加停止要綱別表6（安全管理措置）(2)イの規定により入札参加停止1ヶ月の措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより、契約を締結しない場合は、落札者は、上記違約金に代えて、大阪府が外部委託等の再入札に要する費用を納付しなければならないものとする。

ウ 入札書

下表様式を封筒に入れ密封し、「入札書在中」と明記の上、入札参加者名を表記して1部を入札書類等の提出日時必着で郵送等により提出する。各様式は「様式集」に従い、様式毎に指定されたMicrosoft Word（原則10.5ポイント活字）又はMicrosoft Excelを使用して作成すること。

なお、入居者移転支援業務に要する費用の内、入居者移転支援実費及び入居者移転支援実費の調達金利の入札額については「様式集」様式20、21記載の府指定パラメーターを用いて仮に設定するものとする。

名称	様式
入札書	19
入札書（府営住宅整備に係る対価）	20
入居者移転支援実費の調達金利	21
入札書（活用用地の対価）	22

エ 提案書（事業提案）

提案書（事業提案）は下表による。各様式は「様式集」に従い、様式毎に指定されたMicrosoft Word（原則10.5ポイント活字）又はMicrosoft Excelを使用して作成すること。

提出書類は正1部を入札書類等の提出日時必着で郵送等により提出、副9部を開札日に持参により提出すること。

なお、正、副ともに、設計図書(書式サイズA3)を下にし、その上に、様式23～様式37(書式サイズA4)を、A3サイズ横長左二箇所綴じのファイルに綴じること。

また、ファイルは取り外しが可能なものとする。

なお、電子データにて作成するものについては、その内容を記録した **CD-R** を封筒に入れ密封し、入札参加者名を表記して 1 部を入札書類等の提出日時必着で郵送等により提出する。

名称	様式
提案書（事業提案）提出書	23
提案書（事業提案）表紙	24
（基礎点評価に関する提案書）	—
基礎評価項目チェックリスト	25
事業工程表とその解説	26
資金調達計画	27
納税証明書（法人税、消費税、法人府民税、法人事業税）の写し	—
活用用地に整備する民間施設等に係る提案	28
（加算点評価に関する提案書）	—
中小企業協力体制に関する提案	29
障がい者雇用の取組に関する提案	30
障がい者雇用状況報告書	31
活用用地の地域貢献に関する提案	32
環境への配慮に関する提案	33
（整備コンセプトに関する提案書）	—
整備コンセプトに関する提案	34
（その他）	—
建築計画概要書	35
建替住宅面積表	36
公営住宅等整備基準適合チェックリスト	37
（事業提案書の概要（公表用））	—
事業提案書の概要（公表用）表紙	38
事業提案書の概要（公表用）その 1	39
事業提案書の概要（公表用）その 2	40
設計図書（③カの表による）	41

③ 提案書の作成要領

提案書（事業提案）は、各様式の所定の欄に、（2）で交付する提案受付番号を記載すること。

ア 基礎点評価に関する提案書

「様式集」様式 25～28 の各様式に従い作成する。

資金調達計画のうち、自己資金については、預金残高証明等、自己資金残高を示すものを様式 27 に添付すること。借入金については、想定している調達予定先の関

心表明書（貸出人・借入人・貸出額・貸出日・融資機関・返済方法・適用金利等を記載）を添付すること。また、建設企業、入居者移転支援業務企業及び用地活用企業の貸借対照表（直近3ヶ年分及び当該期間の推移表）、損益計算書（直近3ヶ年分及び当該期間の推移表）を添付すること。なお落札者については、仮契約に先立ち、資金調達予定先からの融資承諾書の提出を求める。

民間施設等整備費については、提案によって項目が異なるため、様式自由とし、事業費の内訳及び説明を添付すること。

イ 加算点評価に関する提案書

「様式集」様式 29～33 の各様式に従い作成する。

ウ 整備コンセプトに関する提案書

「様式集」様式 34 の様式に従い作成する。

エ その他に関する提案書

「様式集」様式 35～37 の各様式に従い作成する。

オ 事業提案書の概要（公表用）

「様式集」様式 38～40 の様式に従い作成する。

カ 設計図書

設計図書は、「様式集」様式 41 の表紙を付け、A3版1面（折込可）で作成する。提出書類は正1部を入札書類等の提出日時必着で郵送等により提出、副9部を開札日に持参により提出すること。

作成にあたっては、様式 25 の基礎点評価項目チェックリストに掲げる内容が確認できるように留意すること。

設計図書は適宜彩色しても構わない。

なお、縮尺については、指定したものを基本とするが、必要に応じて変更することも可とする。（変更した場合には、変更後の縮尺を明記すること。）

様式番号	図面名称	縮尺	留意事項
41-1	コンセプト図	—	・デザイン・計画コンセプトについて、文章のほかスケッチや概念図等を用いて示すこと。
41-2	土地利用計画図	1/1000	・事業用地全体の土地利用計画を図示すること。また、各敷地境界を明示し、府営住宅整備用地、活用用地（敷地を分割して建築物を建設する場合は、各敷地について）の面積を明示した表を併せて提示すること。
41-3	全体配置図	1/600	・建替住宅、民間施設等、外構及び周辺道路等を図示すること。 ・建替住宅及び民間施設等は1階平面図とし、建替住宅平面図には住戸タイプ・床面積を記載すること。 ・建替住宅平面図は各住戸の界壁が記載されていればよい。

41-4	断面図 (敷地全体)	1/600	<ul style="list-style-type: none"> ・建替住宅、民間施設等が含まれた断面図を3面以上とする。 ・断面位置は任意とし、切断位置が分かるようキープランをつけること。 ・断面図には住戸タイプ・床面積を記載する必要はない。 ・壁については、各住戸の界壁が提示されていればよい。 ・高さ、敷地断面や敷地外からの斜線制限を記入し、建築基準法第56条の規定を満足していることを表すこと。
41-5	立面図 (敷地全体)	1/600	<ul style="list-style-type: none"> ・建替住宅、民間施設等が含まれた立面図を4面以上とする。 ・立面図の視点が分かるようキープランをつけること。
41-6	防災計画図	—	<ul style="list-style-type: none"> ・全体配置図をベースとして、非常口の位置、災害時の避難経路、火災時の消防車等の消火活動場所（進入路及び消防活動空地）を提示する。 (説明図)
41-7	排水系統図	—	<ul style="list-style-type: none"> ・事業用地全体について、棟毎の排水の接続系統、流量を図示する。
41-8	日影図	—	<ul style="list-style-type: none"> ・主たる居室が3時間以上の日照を確保出来ていることを示すもの。 ・建築基準法に基づく建替住宅の日影図 ・建築基準法に基づく民間施設等の日影図 (A3版各1面とする。)
41-9	工事計画図	—	<ul style="list-style-type: none"> ・工事車両進入ルート、ゲートの位置、資材置場、ポンプ車・クレーン車等の配置等を図示すること。
41-10	外観透視図 (鳥瞰)	—	<ul style="list-style-type: none"> ・事業用地全体を見渡すものとする。
41-11	外観透視図 (目線)	—	<ul style="list-style-type: none"> ・建替住宅及び民間施設等を見渡し、周囲との景観を含めて目線レベルで把握できるものとする。 ・(A3版1面の範囲内で数カット可)
41-12	建替住宅 基準階平面図	1/300	<ul style="list-style-type: none"> ・建替住宅の基準階平面図を図示すること。 ・複数棟の場合、それぞれの棟毎に図示すること。 ・平面図には室名・住戸タイプ・床面積を記載すること。 ・壁については、各住戸の界壁が提示されていればよい。
41-13	建替住宅 断面図	1/300	<ul style="list-style-type: none"> ・断面位置は任意とし、2面以上とする。 ・複数棟の場合、それぞれの棟毎に図示すること。 ・切断位置が分かるようキープランをつけること。 ・建替住宅の断面のみ図示すること。 ・断面図には住戸タイプ・床面積を記載する必要はない。 ・壁については、各住戸の界壁が提示されていればよい。 ・高さ、敷地断面や敷地外からの斜線制限を記入し、建築基準法第56条の規定を満足していることを表すこと。
41-14	建替住宅 立面図	1/300	<ul style="list-style-type: none"> ・建替住宅のみの立面図で、2面以上とする。 ・複数棟の場合、それぞれの棟毎に図示すること。 ・立面図の視点が分かるようキープランをつけること。
41-15	建替住宅住戸 タイプ配置図	—	<ul style="list-style-type: none"> ・建替住宅断面図をベースに住戸タイプを記載し、模式的に府営住宅の住戸タイプの配置を表示する図とする。 ・複数棟の場合、それぞれの棟毎に図示すること。 ・電気温水器の提案等により、やむを得ず要求水準書（府営住宅整備・用地活用編）添付図⑬に示す住戸プランを変更する必要がある場合は、1/50にて各住戸タイプの平面図を追加資料として添付し、変更箇所を図示すること。

41-16	建替住宅 仕上表	—	<ul style="list-style-type: none"> ・内装、外装ともに記載すること。 ・複数棟の場合で仕上げが異なる場合は、それぞれの棟毎に記載すること。
41-17	民間施設等 各階平面図	1/300	<ul style="list-style-type: none"> ・民間施設等の各階平面図を図示すること。 ・複数棟の場合、それぞれの棟毎に図示すること。 ・平面図には室名・床面積を記載すること。 ・壁については、各室の界壁が提示されていればよい。
41-18	民間施設等 断面図	1/300	<ul style="list-style-type: none"> ・断面位置は任意とし、2面以上とする。 ・切断位置が分かるようキープランをつけること。 ・壁については、各室の界壁が提示されていればよい。 ・高さ、敷地断面や敷地外からの斜線制限を記入し、建築基準法第56条の規定を満足していることを表すこと。
41-19	民間施設等 立面図	1/300	<ul style="list-style-type: none"> ・民間施設等の立面図で、2面以上とする。 ・複数棟の場合、それぞれの棟毎に図示すること。 ・立面図の視点が分かるようキープランをつけること。

④ 入札にあたっての留意事項

ア 本件入札説明書の承諾

入札参加者は、本件入札説明書の記載内容を承諾の上、入札すること。

イ 費用負担等

入札書類等の作成及び提出等本件入札に関し必要な費用は、すべて入札参加者の負担とする。

ウ 入札の棄権

提案受付番号の交付を受けた入札参加者が、入札書類等の提出期限までに当該書類を提出しない場合は、棄権したものとみなす。

エ 公正な入札の確保

入札参加者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和23年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。また、公正に入札を執行できないと認められる場合又はその恐れがある場合は、当該入札参加者を参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

オ 入札の中止・延期

入札が公正に執行することができないと認められるとき、又は災害その他やむを得ない理由がある場合には、入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

カ 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (ア) 入札参加資格がない者による入札
- (イ) 委任状を持参しない代理人による入札
- (ウ) 代表企業以外の者による入札
- (エ) 入札書類等に虚偽の記載をした者による入札
- (オ) 記名押印のない入札書による入札
- (カ) 誤字、脱字等により意思表示が不明確な入札

- (キ) 入札参加者及びその代理人のした 2 以上の入札
 - (ク) その他入札に関する条件に違反した入札
- キ 本件事業に関する提案内容を記載した提案書（事業提案）の取扱い

(ア) 著作権

本事業に関する提案書（事業提案）の著作権は入札参加者に帰属する。ただし、事業者の選定に関する情報の公表時及びその他府が必要と認める時には、府は提案書（事業提案）の全部又は一部を使用できるものとする。

「様式集」様式 38～40 の事業提案書の概要については、審査結果等の公表に用いるため、承諾を得ず使用することを念頭に作成すること。

(イ) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った入札参加者が負うものとする。

(ウ) 府からの提示資料の取扱い

府が提供する資料は、本件入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(エ) 入札書類等の変更禁止

入札書類等の変更はできない。ただし、提案書（事業提案）における誤字等の修正についてはこの限りではない。

(オ) 使用言語、単位及び時刻

本件入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨は円、時刻は日本標準時とする。

(5) 開札及び入札書類（副のみ）の持参

開札は、入札参加者の立会いの下で行う。入札参加者は、入札書類（副）を持参し、開札に立ち会うこと。なお、開札により、府営住宅整備に係る対価が予定価格を超えていないことを確認し、予定価格を超えている場合は失格とする。この際に、開札の場で入札価格の公表は行わない。

なお、後日、入札参加者の参加グループ名及び企業名の公表を予定している。

ア 開札日時

平成 23 年 10 月 18 日（火）午後 2 時

イ 開札会場

〒559-8555 大阪市住之江区南港北 1-14-16

大阪府咲洲庁舎 43 階 住宅まちづくり部住宅経営室 分室

(6) 入札参加資格確認通知

入札参加資格の確認の結果は、下記のとおり、入札に参加した全ての参加グループの代表企業に書面で通知するので、来庁して受領すること。

ア 通知日時

平成 23 年 11 月 7 日(月) 午後 1 時 30 分から 5 時まで。

イ 通知場所

〒559-8555 大阪市住之江区南港北 1-14-16（咲洲庁舎 26F）
大阪府住宅まちづくり部 住宅経営室 住宅整備課 建替事業グループ
電話 06-6941-0351 内線(4347)

ウ 入札参加資格がないと認められた者に対する理由説明

- (ア) 入札参加資格がないと認められた者は、府に対して平成 23 年 11 月 10 日(木)までに書面を提出して、理由の説明を求められることができる。府は説明を求められたときは、平成 23 年 11 月 14 日(月)までに説明を求めた者に書面により回答する。
- (イ) 提出場所は、イの通知場所と同じとする。

5 落札者の決定方法

落札者の決定方法は総合評価一般競争入札方式とし、審査は 4 (6)により府が入札参加資格を有すると認めた者について、別添資料③「落札者決定基準」に基づき入札書及び提案書（事業提案）により行う。

詳細は別添資料③「落札者決定基準」を参照のこと。

(1) 審査に関する基本的な考え方

府は、本事業において総合評価方式により入札を実施するに際し、必要な居住環境や地域特性に応じた周辺環境への配慮を確保するとともに、中立かつ公正な事業者選定が行われるよう意見聴取を行うことを目的として、学識経験者等で構成する総合評価委員会を設置している。なお、委員名は落札者決定後に公表する予定である。

府は、本事業の実施方針策定段階から落札者決定までの各段階において、その適正性等について総合評価委員会の意見を聞き、提案書の計画内容による「定性的事項」と入札価格及び活用用地取得の価格による「定量的事項」について総合的に審査を行い、その結果に基づき落札者を決定する。入札参加者が故意に委員に接触し、不正行為を行ったと認められる場合は、選定対象から除外することとする。

なお、民間事業者の募集、審査及び落札者の決定の過程において、入札参加者が無い、あるいは、いずれの入札参加者も公的財政負担の縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業を民活事業者が実施することが適当でないと判断された場合には、落札者を決定せず、特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに公表する。

(2) 審査の内容

府においては、入札価格及び活用用地取得の価格のほか、提案内容の計画条件への適合、中小企業との協力体制、障がい者雇用の取組、活用用地の地域貢献及び環境への配慮等について総合的に審査を行い、その評価点を入札金額（府の負担額）で除して得た数値の最も高い者を落札者とする。詳細は、別添資料③「落札者決定基準」を参照のこと。

(3) 審査手順に関する事項

審査は次の手順で行うものとする。

① 入札価格の確認

「府営住宅整備に係る対価」が予定価格を上回っていないかの確認を行う。

② 入札参加資格の確認

入札参加者が参加資格要件を満たしているかの審査を行う。

③ 提案内容の評価

「府営住宅整備に係る対価」が予定価格を下回っており、かつ参加資格要件を満たしている入札参加者のみを対象に、提案内容（事業提案）が計画条件に合致しているかの基礎点評価を行い、次いで、中小企業との協力体制、障がい者雇用の取組、活用用地の地域貢献及び環境への配慮に係る事項について加算点評価を行う。

④ 総合判断

③の評価結果と入札金額（府の負担額）を総合的に判断し最優秀提案者を選定する。

⑤ 活用用地の対価の適正性審査

活用用地の対価について、府が行う鑑定等を参考に算定した価格に基づいて適正かどうかを審査する。

(4) 落札者の決定及び公表

① 落札者の決定

府は（3）の審査結果を踏まえて、落札者を決定する。

② 結果及び評価の公表

入札結果は、平成 24 年 1 月下旬に入札参加者の代表企業に文書で通知し、併せて落札結果を大阪府住宅まちづくり部住宅経営室住宅整備課のホームページ上で公表する予定である。なお、電話等による問合せには応じない。

第4 入札に関する条件

1 立地に関する事項

所在地	枚方市交北3丁目
敷地面積	約2.37ha
用途地域	第1種中高層住居専用地域
容積/建ぺい率	200%/60%
地域・地区	第2種高度地区・準防火地域
日影規制	8時～16時、測定点4.0m、5mライン4.0時間、10mライン2.5時間

2 土地に関する事項

府は、建替住宅用地を、工事着工の日から建替住宅の所有権移転・引渡し日までの間、活用用地は、工事着工の日から活用用地の所有権移転・引渡し日までの間、PFI法第12条第2項の規定により、民活事業者は無償で貸し付ける。

3 全体に関する事項

(1) 事業用地

① 工区の設定

本事業では、建替住宅整備用地と活用用地の工区分けは事業者の提案によるものとする。開発区域は事業区域全体とし、建替住宅の整備と民間施設等の整備を並行して行うことも可とする。

② 建替え手順

本事業は、建替住宅の建設は1期工事で行うものとする。建替えの工程計画は事業者の提案とするが、以下に基本的な手順を示す。

- ア 仮移転等
- イ 既存施設の解体、撤去
- ウ 分筆と活用用地の所有権移転
- エ 建替住宅の整備
- オ 建替住宅への本移転

③ 開発行為における基本的考え方

本事業では、事業区域（建替住宅整備用地及び活用用地）を一体の開発事業として、許認可申請を行う。建替住宅整備用地は事業区域外既存府営住宅用地と隣接させることとし、活用用地を事業区域の東側に、3,000㎡以上の規模で提案する。

事業者の提案に関し、関連基準等及び別添資料① 要求水準書（府営住宅整備・用地活用編）に記載する以外の内容について、枚方市の見解を確認する必要がある場合は、枚方市の担当課に問い合わせが可能である。

ア 市道の新設

本事業では、「都市計画法」及び「枚方市開発事業等の手続等に関する条例」に基づき、

府道 18 号枚方交野寝屋川線に 2ヶ所で接続する道路を新設し枚方市に帰属すること。

イ 田口 13 号線の拡幅

事業区域西側の田口 13 号線については、道路中心線からの両側後退と反対側敷地への一方後退による道路整備が必要であり、本事業では道路中心線からの後退部分（中心線より 2.35 m）に係る事業区域部分（延長約 10m 程度）を道路敷きとして拡幅整備し、枚方市に帰属する。

ウ 水道配水管の整備

本事業で新設される市道内に水道配水管を整備する。詳細については、大阪府及び枚方市水道部等と協議のうえ決定し、配水管を支障なく枚方市水道部に帰属するように適切に事務手続きを行ったうえで実施すること。

なお、活用用地整備上必要な同上の整備及び協議の一切は用地活用業務において事業者の責にて行うこと。

エ 公園の整備

「都市計画法」及び「枚方市開発事業等の手続等に関する条例」に基づき、別添資料①要求水準書（府営住宅整備・用地活用編）添付図 4 に示す位置に開発区域の 3%を公園として整備し、枚方市に帰属すること。

オ 雨水排水路の整備

「枚方市開発事業等の手続等に関する条例」及び「枚方市雨水整備計画」に基づき、開発区域西側、南側及び東側境界にある水路（別添資料①要求水準書（府営住宅整備・用地活用編）添付図 4 a～b 及び b～e の範囲）を改修整備し、水路構造物及び管理用通路（フェンス含む）を枚方市に帰属すること。

また、事業区域内を横断する既存の雨水管を撤去のうえ、その排水ルートを上記により整備される雨水排水路へ付替えを行うこと。

カ 公共施設の帰属に関する補助業務

事業者は以下の業務を行うこと。

- ・公共施設の帰属に必要な書類作成及び必要な調査
- ・大阪府有地と枚方市有地の分筆登記、所有権移転登記など登記事務に必要な測量調査及び書類作成等

(2) 施設計画

① 周辺環境

日影・風害・電波障害等について周辺環境に配慮すること。また、周辺住民のプライバシー確保に配慮するとともに、近隣の戸建住宅等民間施設に対する圧迫感に配慮すること。建物の配置は、できるだけ敷地境界より後退させるなど周辺環境に配慮すること。

② 緑化等

緑化等により周辺の環境に配慮すること。

③ 意匠・景観

建築物の色彩、デザイン等がまちなみの景観に与える影響に配慮すること。建築物は、落ち着いた印象を与える色彩とし、建物のほか、駐車場、付帯施設及び工作物についても、デ

ザインの調和を図ること。

敷地内通路等における電柱等の設置について、電力会社等関係機関と十分な協議を行い、景観上配慮すること。

④ 安全・防犯

歩車分離を行うなど歩行者に安全な計画とし、また、建替住宅整備用地と活用用地の車両等の出入り口については関係法令を遵守するとともに、周辺道路の形態、交通量を考慮して、安全に留意した配置とすること。

防犯灯や街灯等を適切に配置して、防犯上配慮した計画とし、また、配置計画等に際しては、できるだけ死角を生じないように、見通しの確保に努めること。

消防車両の進入については、関係法令等を遵守すること。

⑤ 良好なコミュニティ

良好なコミュニティの形成がなされるよう、事業区域外府営住宅、建替住宅及び民間施設等の相互の計画について、配慮すること。

⑥ ユニバーサルデザイン

高齢者、障がい者など誰もが安全に生活できるよう、住戸内、住棟内のバリアフリーに加え、通路、駐車場など敷地内の整備にあたっては、ユニバーサルデザインの考えを取り入れた生活しやすい環境づくりに配慮すること。

⑦ 施工計画

関係法令等を遵守し、安全や環境に配慮した施工計画とすること。工事にあたっては、公的機関等及び地元関係機関等と十分に協議、調整を行うとともに、安全管理を徹底すること。

4 府営住宅整備に関する事項

府営住宅敷地は、別添資料①要求水準書（府営住宅整備・用地活用編）添付図3に示す区域とする。整備の概要は、以下のとおりである。なお、各項目の詳細については、別添資料①要求水準書（府営住宅整備・用地活用編）によるものとする。

(1) 府営住宅

① 住戸数

府営住宅の戸数は200戸とする。また、住戸タイプごとの住戸専用面積及び住戸数は次表による。

住戸タイプ	住戸専用面積	住戸数
1DK	約36㎡	8～10戸
2DK	約49㎡	85～89戸
3DK	約60㎡	90～94戸
4DK	約72㎡	6～8戸
MAIハウス1DK	約49㎡	1戸
MAIハウス2DK	約60㎡	2戸

MAIハウス3DK	約 72 m ²	2 戸
合計		200 戸

※ 住戸専用面積には、バルコニー部分及び廊下に面するPS・MBの面積は含まないものとする。

※ MAIハウス：車いす常用者が居住する世帯を対象とした住宅で、入居者の身体的特性をあらかじめ測定し、この測定結果をもとに玄関側洋室（和室との選択）、浴槽・洗い台・便器の選択、流し台・インターホン・電灯等スイッチの高さ及び手すりの位置等の細部の設計を行う住宅。建設工事中に仕様の変更が伴う。

② 配置計画・規模等

入居者の、通勤・通学・買い物など日常の動線を考慮し、その目的にかなった住棟や付帯施設の配置、敷地内通路等の計画を行うこと。また、幼児・児童の遊び場や入居者の散策・交流など、快適なコミュニケーションの生まれる空間を適宜配置すること。建替住宅の規模は、地上11階建て以下とし、複数棟を可とする。

③ 居住環境

防犯性の向上に努めるとともに、良好な住居環境を確保できるよう日照・通風・プライバシーの確保等に配慮すること。なお、日照条件については、住戸の主たる居住室の開口部が冬至日（8:00～16:00）において3時間以上の日照を受けるようにすること。また、日照の検討にあたり、活用用地に建設する民間施設等からの日影についても考慮すること。

④ 仕様

府営住宅の仕様は、現在、府が整備する府営住宅の標準的な仕様を基本とする。

建替住宅におけるコンロは、入居者がガスコンロとIHクッキングヒーターどちらでも選択できるように全ての住戸において、ガスコック及びIH対応コンセントの両方を設けること。

給湯方式については、電気式給湯器の提案も可とするが、16号潜熱回収型ガス給湯器と同等以上の水準で、維持管理コスト等の上昇を伴わないこと。

(2) 付帯施設等

① 駐車場

駐車場は、入居者の利便性に配慮して設けること。建替住宅の完成時は戸数の70%（200戸×0.7＝140台）以上の台数を整備し、将来、戸数の100%の駐車可能なスペース（機械式駐車場を用いても良い）を確保しておくこと。完成時に整備する駐車場は、整備台数の5割以上を平面式駐車場もしくは自走式立体駐車場とすること。

また、車いす使用者用駐車場については、上記台数の内数として5台分、平面式駐車場もしくは自走式立体駐車場の一階部分に、MAIハウスに近接して設けること。なお、車いす使用者用駐車場については、MAIハウスの玄関とバルコニー両方に至る車いすでの移動が安全で容易であること。

② 自転車置き場

自転車置き場は、入居者の利便性に配慮して設けること。住戸数の 200% (200 戸×2.0 =400 台) 以上の台数を整備し、屋根及び風除け付きの独立したものとすること。なお、サイクルラックの使用は不可とする。

③ ごみ置き場

府営住宅と別棟とし、住棟より 2.5m以上の距離をとって配置すること。住棟からの距離や動線または排気口の向きなど、利用者の利便性や周辺環境等に十分配慮すること。また、清掃等用に水道排水設備を用意すること。

④ 公園（広場）

公園（広場）等については、入居者の利便性に配慮し適宜設けること。

⑤ 緑地

原則、敷地出入り口を除く敷地境界沿い全てに植栽を施す。維持管理の簡便さに配慮した樹種・配置とするとともに、周辺に対する圧迫感や景観に配慮すること。また、「大阪府自然環境保全条例」及び「枚方市開発等の手続等に関する条例」に基づく緑化面積以上を積極的に確保すること。

⑥ 消防水利・消防活動空地

「枚方寝屋川消防組合開発事業等に係る消防水利等に関する指導規程（平成 19 年訓令第 12 号）」を遵守のこと。

⑦ 雨水流出抑制施設

「公共・公益施設における雨水流出抑制施設設置基準」に基づき、開発区域に対し 765 m³/ha の雨水流出抑制施設を設置すること。

⑧ 交北公園への通路

事業区域外既存府営住宅及び建替住宅の入居者のための利便性に配慮した歩行者動線として、建替住宅整備用地から交北公園への通路を、既存の位置付近に確保する。

⑨ 電気室、受水槽、ポンプ室の配置

電気室、受水槽、ポンプ室は住棟と別棟とし、住棟より 2.5m以上の距離をとって配置すること。また、車両が寄り付ける等、メンテナンスに十分に配慮すること。

⑩ 敷地内通路

建替住宅整備用地に計画する建替住宅の敷地内通路については、人や車両の動線について明確に分離する等、安全性を確保すること。歩行者用通路については、住棟と区域内外の施設（駐車場等付帯施設、集会所、交北公園、区域外の敷地内通路、移管予定の公園・道路等）との間を連続的につなぐよう配置するとともに、車いすでの移動が容易である構造とするなど、高齢者をはじめすべての入居者が支障なく利用できるように配慮する。

⑪ MAIハウスから集会所への通路

集会所は事業区域外にある既存集会所を利用する。そのため、MAIハウスの配置に留意するとともに、MAIハウスの玄関とバルコニーから集会所に至る通路については、車いすでの

移動が容易であること。なお、既存集会所の位置については、別添資料①要求水準書（府営住宅整備・用地活用編）添付図2枚方田ノ口住宅全体図を参照のこと。

5 活用用地に関する事項

活用用地の概要は以下のとおりである。活用用地は3,000㎡以上とし、概ね別添資料①要求水準書（府営住宅整備・用地活用編）添付図4事業計画概要図に示すとおり事業区域の東側に配すること。なお、事業区域の開発に伴い、枚方市に帰属する敷地南側及び東側の水路等の用地は活用用地には含まない。詳細は、別添資料①要求水準書（府営住宅整備・用地活用編）による。

(1) 活用用地の土地利用に関する事項

土地の有効活用を図り、周辺地域との調和に配慮し、若年層の居住に配慮した良質な住宅や地域の活性化につながる施設を建設する等、地域のまちづくりに資すること。府営住宅と民間施設等相互の計画について配慮すること。また、良好なコミュニティ形成がなされるよう、枚方市や校区コミュニティ協議会、自治会等、地元との協議等に積極的な対応に努めること。

(2) その他

活用用地の境界は、連続した構造物等により、活用用地と建替住宅整備用地の管理区分を明確にすること。

第5 契約に関する基本的な考え方

(1) 契約内容の明確化

府は提案内容に基づき、落札者と契約内容の明確化のための協議を行い、当該協議の内容に基づき、落札者と特定事業契約を締結するものとする。

(2) 誓約書の提出

落札者は、上記(1)の特定事業契約の締結に先立ち、その構成企業をして、それぞれがいずれも暴力団員又は暴力団密接関係者でないことを府に対して誓約させ、府の定める様式による誓約書を提出させるものとする。

また、落札者は、本事業に関し、第三者から資材、設備、備品その他一切の物品等を購入する場合又は第三者から役務の提供を受ける場合(本事業の一部を第三者に委託ないしは請け負わせる場合を含むが、これに限られない。)において、その契約金額が金500万円以上となる場合には、その契約時において当該第三者から、府の定める様式による、当該第三者が暴力団員又は暴力団密接関係者ではない旨の誓約書を徴求し、速やかに府に提出しなければならない。また、当該第三者との契約において、当該第三者が本事業に関し更に第三者から物品等を購入し、又は役務の提供を受ける場合で、当該契約金額が金500万円以上となる場合には、その第三者からも府の定める様式による、当該第三者が暴力団員又は暴力団密接関係者ではない旨の誓約書を徴求させ、事業者グループに提出させることを約定しなければならない。かつ、当該約定に従って提出された誓約書を速やかに府に提出しなければならない。

(3) 契約保証金等

落札者は、上記(1)の特定事業契約の成立と同時に以下に掲げる契約保証金の納付等を行わなければならない。

ア 府営住宅整備に係る対価(消費税及び地方消費税相当額を含む。以下同じ。)の10%以上の額を契約保証金として府へ支払う。有効期間は特定事業契約の締結日から建替住宅の所有権移転・引渡終了期限までとする。

なお、有価証券等の提供又は銀行若しくは府が確実と認める金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

履行保証保険については、府を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、特定事業契約の締結後速やかに当該履行保証保険契約の保険証券を府に提出するものとする。ただし、民活事業者を被保険者とする履行保証保険契約を設計企業、建設企業、工事監理者の全部又は一部の者が締結する場合は、民活事業者の負担により、その保険金額請求権に事業契約に定める違約金支払債務を被担保債務とする質権を府のために設定するものとする。

イ 活用用地の対価の5%に相当する金額を契約保証金として府へ支払う。

(4) 特別目的会社を設立する場合の特例

落札者が本事業を遂行するために会社法に定める株式会社として特別目的会社を設立する場合には、府は落札者と契約内容の明確化のための協議を行い、当該協議の内容に基づき、特別目的会社と特定事業契約を締結するものとする。特別目的会社は特定事業契約の仮契約

の締結までに設立することを要する。

(5) 特定事業契約の締結

特定事業契約の締結については、PFI 法第 9 条の規定に基づき、大阪府議会の議決を要する。特定事業契約の仮契約は、大阪府議会の議決がなされたとき本契約となるものである。

(6) 特定事業契約書の内容変更

民活事業者の代表企業及び構成員との特定事業契約の締結に際し、原則として特定事業契約書（案）の内容変更は行わない。ただし、契約締結までの間に、条文の意味を明確化するために文言の修正を行うことは可能である。

(7) 特定事業契約に係る契約書作成費用

特定事業契約書の検討に係る民活事業者側の弁護士費用、印紙代など、契約書の作成に要する費用は、民活事業者の負担とする。

第6 リスク分担等に関する事項

1 基本的考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、リスクを適正に分担することにより、府にとってより低廉で良質なサービスの提供が受けられることを前提とする。

2 予想されるリスクと責任分担

府と民活事業者の基本的なリスク分担については、別添資料④「特定事業契約書（案）」に記載のとおりである。

3 モニタリング

府は、民活事業者が行う建替住宅の設計、既存住宅の解体・撤去、建替住宅の建設、入居者移転支援等についてモニタリングを行う。モニタリングの方法及び内容等については、別添資料①「要求水準書（府営住宅整備・用地活用編）」、別添資料②「要求水準書（入居者移転支援業務編）」及び別添資料⑤「特定事業契約書（案）」を参照すること。

第7 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業の継続が困難になった場合には、その発生事由ごとに次の措置をとることとする。

1 民活事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難になった場合

府は、特定事業契約書に定めるところに従い、民活事業者に修復勧告を行い、一定期間内に修復計画の提出・実施を求めることができるものとする。民活事業者が一定期間内に是正することが出来なかった場合は、府は事業契約を解除することができるものとする。

民活事業者の破産等の場合は、契約を解除することができるものとする。契約解除に至る事由及び措置については特定事業契約書で規定する。

2 府の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難になった場合

府の責めに帰する事由により事業の継続が困難となった場合は、民活事業者は契約を解除することができるものとする。契約解除に至る事由及び措置については特定事業契約書で規定する。

3 いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難になった場合

特定事業契約書に定めるその事由ごとに、責任の所在による対応方法に従うものとする。

第8 事業計画又は特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業計画又は特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合、府と落札者は誠意をもって協議するものとし、協議が調わない場合は、特定事業契約書に規定する具体的措置に従う。また、本事業に関する紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第9 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

1 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援については、特に想定していない。

2 その他の支援に関する事項

その他の支援については、次のとおりとする。

- ・ 事業実施に必要な許認可等に関して、府は必要に応じて協力を行う。
- ・ 法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、府は民活事業者と協議を行う。

第10 その他事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

本事業の実施に係る議案の大阪府議会への提出は、平成24年2月を予定している。

2 債務負担行為の設定

府は、本事業の実施について平成23年3月16日に大阪府議会の議決を経て債務負担行為の設定を行っている。

3 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、大阪府住宅まちづくり部住宅経営室住宅整備課のホームページ等を通じて適宜行う。

4 民活事業者の地位の譲渡等

府の事前の承認がある場合を除き、民活事業者が、各種契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分することを禁止する。

5 本事業に関する府の担当部署

大阪府住宅まちづくり部住宅経営室住宅整備課建替事業グループ

TEL 06-6941-0351 (代) 内線 4347 FAX 06-6210-9750

電子メールアドレス：jutakukeiei@sbox.pref.osaka.lg.jp

ホームページアドレス：<http://www.pref.osaka.jp/jutaku/minkatu/index.html>

6 本事業に関するアドバイザー及びその協力会社

アドバイザー 株式会社 地域経済研究所 大阪府大阪府中央区南船場 2-12-16

株式会社 ニュージェック 大阪府大阪市北区本庄東 2-3-20

協力会社 弁護士法人 御堂筋法律事務所 大阪府大阪市中央区南船場 4-3-11